

(別紙) 前提条件

1 本籍人口(仮の振り仮名の通知発送対象及び名の振り仮名の記載の件数)

601,541人(令和6年3月末時点)

2 想定通知件数

- ・約310,000通の見込み

3 届出の方法及び割合の想定

本籍人口の約5%、31,000件の申請の見込み

(内訳)

- ・窓口：40%(本籍地ではない住所地市区町村でも届出可) 13,000件
- ・郵送：10% 3,000件
- ・マイナポータル：50% 15,000件

4 コールセンターにおける想定入電件数等

- ・想定入電件数 31,000件(本籍人口の約5%)
- ・想定対応時間 1件あたり10分 ※対話及び対応履歴登録等の処理を含む時間
- ・想定入電割合 ピーク時(7月～9月)に全体の75%が集中すると予想
- ・月別の平均入電数(想定)

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
件数	2,584	7,750	7,750	7,750	2,583	2,583
想定回線数	5	15	15	15	5	5

5 戸籍情報システムベンダ及びシステムパッケージ名称

- ・戸籍情報システムベンダ：日立ソリューションズ西日本
- ・システムパッケージ名：「日立システムズ製ADWORLD」

6 振り仮名の通知情報

- ・仮の振り仮名の通知情報は、戸籍情報システムから CSV ファイルで出力される。
- ・1 情報（レコード）で1 通の通知書を作成する。1 通に4 名までの記載となることから、同一戸籍、同一住所の家族が4 名を超える場合は、4 名単位に通知情報が作成されるところ、この場合は、管理情報の連番が同じで、枝番が連番となる。

項目		概要
管理情報	市区町村コード	
	連番	通知書宛名の上部に記載する番号。
	連番枝番	連番枝番は初期値を0（ゼロ）とし、同一戸籍同一住所の通知対象者が4名を超える場合に、2 通目から1 からの連番となります。
宛先情報	郵便番号	
	住所	
	方書	
	宛名氏名	連名の場合もあります。
氏の情報	本籍	
	氏	
	氏の振り仮名	
	氏の振り仮名の届出が可能な方	連名の場合もあります。
名の情報（1）	名	
	名の仮の振り仮名	
名の情報（2）	名	
	名の仮の振り仮名	
名の情報（3）	名	
	名の仮の振り仮名	
名の情報（4）	名	
	名の仮の振り仮名	

7 仮の振り仮名通知（法務省様式例） 表 ※用紙は圧着ハガキとする。

<p>料金後納郵便</p> <p>市区町村管理番号</p> <p>100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号</p> <p>法務 太郎 様</p> <p>郵便用カスタマーバーコード印刷領域</p> <p>【必ず開封してください】 戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ</p> <p>この通知に関してご不明点がありましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。</p> <p>(法務省HP) (〇〇市HP)</p> <p>二次元バーコード</p> <p>矢印からゆっくりはがしてご覧ください</p>	<p>文書番号 令和7年 月 日</p> <p>戸籍に記載される振り仮名の通知書</p> <p>〇〇県〇〇市長 印</p> <p>戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。</p> <p>届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。</p> <p>本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番</p> <p>【氏の振り仮名】</p> <table border="1"> <tr><td>氏</td><td>法務</td></tr> <tr><td>振り仮名</td><td>ホウム</td></tr> <tr><td>氏の振り仮名の届出が可能な方</td><td>法務 太郎 様のみ</td></tr> </table>	氏	法務	振り仮名	ホウム	氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ	<p>【名の振り仮名】</p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>名</td><td>太郎</td></tr> <tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タロウ</td></tr> <tr><td>②</td><td>名</td><td>京子</td></tr> <tr><td></td><td>振り仮名</td><td>キョウコ</td></tr> <tr><td>③</td><td>名</td><td>正</td></tr> <tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タダシ</td></tr> <tr><td>④</td><td>名</td><td>ゆり</td></tr> <tr><td></td><td>振り仮名</td><td>ユリ</td></tr> <tr><td colspan="2">名の振り仮名の届出が可能な方</td><td>①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)</td></tr> </table> <p>※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。</p>	①	名	太郎		振り仮名	タロウ	②	名	京子		振り仮名	キョウコ	③	名	正		振り仮名	タダシ	④	名	ゆり		振り仮名	ユリ	名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)
氏	法務																																		
振り仮名	ホウム																																		
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ																																		
①	名	太郎																																	
	振り仮名	タロウ																																	
②	名	京子																																	
	振り仮名	キョウコ																																	
③	名	正																																	
	振り仮名	タダシ																																	
④	名	ゆり																																	
	振り仮名	ユリ																																	
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)																																	

仮の振り仮名通知様式例 裏

<p>振り仮名の届出の方法について</p> <p>振り仮名の届出は、マイナポータルからオンラインで行うことができます。いつでもスムーズに手続きができますので、ぜひご利用ください。</p> <p>マイナンバーカードをお持ちでマイナポータル利用者登録をされている方は、以下の手順で届出できます。届出の前に、「利用者署名用電子証明書パスワード」と「署名用電子証明書暗証番号」をご確認ください。</p> <p>(マイナポータルの操作説明)</p> <p>矢印からゆっくりはがしてご覧ください</p>	<p>マイナポータルからの届出ができない場合は、郵送や当市の戸籍窓口でも可能です。郵送で届出を行う場合は、お手数ですが当市ホームページからダウンロードした届書をA4サイズで印刷し必要事項を記入の上、当市(以下に記載の担当係宛て)までお送りください。(郵送費用はお客様の負担となりますので、ご了承ください。)</p> <p>まがが郵便はがき</p> <p>戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも順次記載されます。また、令和8年6月頃から、マイナンバーカードにも振り仮名を記載することができるようになる予定です。早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへの振り仮名の記載を希望する場合は、この通知の振り仮名が正しい場合でも、振り仮名の届出をすることができます。</p> <p>なお、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載され、住民票にも順次記載されます。</p> <p>【当市担当係】 〇〇県〇〇市 〇〇〇〇市役所市民課〇〇係 TEL:123-456-7890</p>	<p>よくあるお問い合わせ</p> <p>Q1 届出をしなくても問題ないですか。 A 通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。</p> <p>Q2 私の名前が「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要がありますか。 A 正しい振り仮名は小さい「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ツ」であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届出をするようお願いいたします。</p> <p>Q3 通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をすることができますか。 A 一定の要件を満たせば、通知された振り仮名と異なるもので届出をすることもできますが、他の行政手続(旅券、年金など)で登録している振り仮名と異なる場合は、他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座等の名義変更が必要になりますのでご注意ください。</p> <p>Q4 宛名面に記載している市区町村が違いのですが、どのように届出をすることができますか。 A マイナポータルからのオンライン届出をご活用ください。なお、当市(宛名面に記載の係)宛てに郵送で届出をすることができるほか、お住まいの市区町村の戸籍の窓口で届出をすることもできます。</p>
--	---	--